

別表1 優先整備地区

| 地区名         | 町丁名                  |
|-------------|----------------------|
| 後楽・春日・小石川地区 | 後楽1～2丁目、春日1丁目、小石川1丁目 |
| 湯島・本郷地区     | 湯島1～4丁目、本郷1～3丁目      |
| 白山・千石・本駒込地区 | 白山5丁目、千石1丁目、本駒込1～2丁目 |
| 関口地区        | 関口1丁目                |
| 大塚地区        | 大塚5丁目                |

※賃料の申請をする場合にあっては、屋内喫煙所が、上の表に掲げる優先整備地区に設置されていることが必要です。ただし、優先整備地区に隣接する地域については、助成対象となる場合がありますので、ご相談ください。

別表2 設置経費返還金額

| 経過期間     | 返還割合                         |
|----------|------------------------------|
| 4年以上5年未満 | 設置経費に係る助成額の5分の1に相当する金額を返還する。 |
| 3年以上4年未満 | 設置経費に係る助成額の5分の2に相当する金額を返還する。 |
| 2年以上3年未満 | 設置経費に係る助成額の5分の3に相当する金額を返還する。 |
| 1年以上2年未満 | 設置経費に係る助成額の5分の4に相当する金額を返還する。 |
| 1年未満     | 設置経費に係る助成額の全額を返還する。          |

◆申請書等は文京区ホームページからダウンロードしてご使用ください。

文京区 屋内喫煙所設置助成

検索



▲文京区 HP

◆お申込み・問合せ先

〒112-8555

文京区春日 1-16-21 文京シビックセンター17階南側

文京区 資源環境部 環境政策課 地域環境係

電話：03-5803-1828 受付時間 8:30～17:15（土日祝日・年末年始を除く）

メール：[b550500@city.bunkyo.lg.jp](mailto:b550500@city.bunkyo.lg.jp)

## 文京区屋内喫煙所設置費等助成のご案内

文京区では、喫煙者と非喫煙者の共生を図ることを目的として、平成29年度より屋内喫煙所の設置及び維持管理に係る費用を助成しています。令和5年度より、地区限定で賃料が助成対象となりました。

### 1 助成内容

| 助成対象経費 | 内容  | 助成率  | 上限額     |
|--------|---|------|---------|
| 設置経費   | 工事費、設備費、備品購入費など                               | 100% | 400万円   |
| 維持管理経費 | (1) 保守管理費<br>屋外排気装置の保守、電気代、火災保険料、清掃・ごみ処理委託費など | 100% | 各年度60万円 |
|        | (2) 賃料（別表1 優先整備地区に限る。）                        | 100% | 各年度70万円 |

※ 供用開始の日から5年間継続して運営できなかった場合は、設置経費の一部または全部を返還していただきます。（別表2）

### 2 助成対象者

文京区に、屋内喫煙所を設置する建物を所有または権原を有している（賃借権を有している）方であれば、法人、団体、個人を問わず助成を受けることができます。ただし、国、独立行政法人、地方公共団体を除きます。

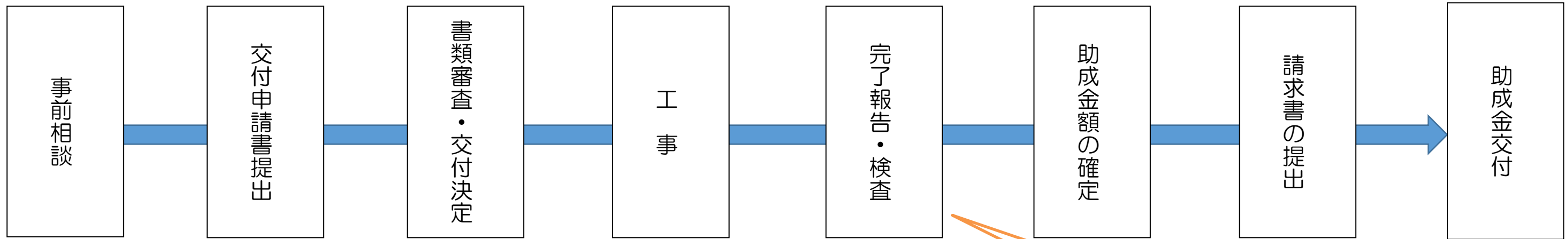
### 3 助成要件

以下の要件をすべて満たすことが必要です。

- ① 一般に開放し、無料で利用できること。
- ② 近隣（屋内喫煙所の設置場所に隣接する建物及び隣接する建物と同等の影響を受けると区長が認める建物）の居住者及び町会等（申請者が屋内喫煙所を設置する建物について権原を有する者の場合にあっては、当該建物の所有者を含む。）から屋内喫煙所の設置について同意を得ていること。（区長がやむを得ない事情があると認めるときは、同意書がなくても助成対象になる場合がある。）
- ③ 屋外排気装置を設け、排気したたばこの煙が人の往来が多い区域や他の建物の開口部に可能な限り流入しないように配慮されていること。
- ④ 出入口に扉を設けていること。
- ⑤ 健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第1項に規定する技術的基準を満たしていること。
- ⑥ 屋内喫煙所を設置する建物に面する道路から見える場所に、当該屋内喫煙所があることが分かる案内表示があること。
- ⑦ 区内の公道に面した場所又は区長が特に必要であると認める場所にあること。
- ⑧ 屋内喫煙所について、区が実施する事業及び周知について協力すること。
- ⑨ 法令に抵触せず、公序良俗に反しない運営形態であること。
- ⑩ 設置経費に係る助成金を申請する場合は、供用開始の日から5年間、継続して運営すること。
- ⑪ 維持管理経費のうち賃料の申請をする場合は、別表1に掲げる優先整備地区に設置されていること。（隣接する地域は助成対象となる場合がある。）

#### 4 助成金交付までのながれ

##### (1) 設置経費



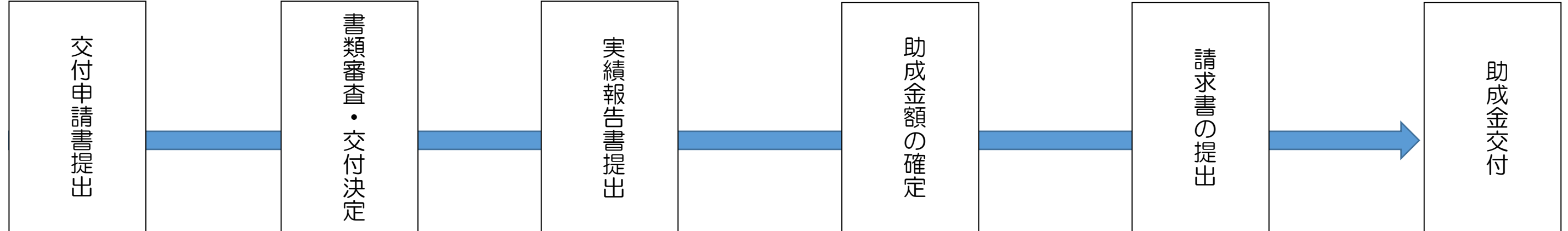
##### ☆ 申請時に必要な書類（設置経費）

- |   |                                |
|---|--------------------------------|
| ① 文京区屋内喫煙所設置費等助成金交付申請書（別記様式第1号）   | ② 屋内喫煙所設置・運営計画書（別記様式第2号）       |
| ③ 発行後3か月以内の登記簿事項証明書（所有物件の場合）又は賃貸借契約の写し（賃貸物件の場合）   | ④ 屋内喫煙所の設置場所の周辺の地図             |
| ⑤ 屋内喫煙所の図面（屋内喫煙所の面積、屋外排気装置及び排気先の位置等が分かるもの）  | ⑥ 設置に係る経費の見積書の写し（内訳が記載されているもの） |
| ⑦ 国、企業等から補助金等が支払われている場合にあってはその内容及び内訳が分かる書類、国、企業等から助成金等が支払われていない場合にあってはその旨についての誓約書   |                                |
| ⑧ 助成金の交付に係る要件を満たしていることについての誓約書  |                                |
| ⑨ 近隣の居住者及び町会等（申請者が屋内喫煙所を設置する建物について権原を有する者の場合にあっては、当該建物の所有者を含む。）から、屋内喫煙所の設置について同意を得ていることが分かる書類（区長がやむを得ない事情があると認めた場合にあっては、近隣の居住者に対し、屋内喫煙所の設置について戸別訪問その他の方法の実施により説明したことが分かるもの） |                                |
| ⑩ その他区長が必要があると認めた書類   |                                |

##### 【検査時の注意点】

- (1) 申請時の図面のとおり設置されているか等の確認を行います。
- (2) 健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第1項に規定する技術的基準を満たしているかの確認は、申請者または施工業者が行い、区職員が立ち会います。

##### (2) 維持管理経費



##### ☆ 申請時に必要な書類（維持管理経費）

- |   |                               |
|---|-------------------------------|
| ① 文京区屋内喫煙所設置費等助成金交付申請書（別記様式第1号）   | ② 屋内喫煙所設置・運営計画書（別記様式第2号）      |
| ③ 発行後3か月以内の登記簿事項証明書（所有物件の場合）又は賃貸借契約の写し（賃貸物件の場合）   | ④ 屋内喫煙所の設置場所の周辺の地図            |
| ⑤ 屋内喫煙所の図面（屋内喫煙所の面積、屋外排気装置及び排気先の位置等が分かるもの）  | ⑥ 維持管理経費の予定額の内訳及びその算出根拠が分かるもの |
| ⑦ 国、企業等から補助金等が支払われている場合にあってはその内容及び内訳が分かる書類、国、企業等から助成金等が支払われていない場合にあってはその旨についての誓約書   |                               |
| ⑧ 助成金の交付に係る要件を満たしていることについての誓約書  |                               |
| ⑨ 近隣の居住者及び町会等（申請者が屋内喫煙所を設置する建物について権原を有する者の場合にあっては、当該建物の所有者を含む。）から、屋内喫煙所の設置について同意を得ていることが分かる書類（区長がやむを得ない事情があると認めた場合にあっては、近隣の居住者に対し、屋内喫煙所の設置について戸別訪問その他の方法の実施により説明したことが分かるもの） |                               |
| ⑩ その他区長が必要があると認めた書類   |                               |

**助成金の活用を検討する場合は、必ず事前にご相談ください。**

※③⑤は、賃料の申請を行う場合及び設置経費の助成金を受けていない屋内喫煙所で、初回の申請を行う場合のみ提出となります。

※④⑥は、設置経費の助成金を受けていない屋内喫煙所で、初回の申請を行う場合のみ提出となります。